青の煌（きら）めきあおもり国スポ・障スポ開・閉会式会場等整備基本設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1　事業の目的

青の煌めきあおもり国スポの総合開・閉会式、青の煌めきあおもり障スポの開・閉会式及び陸上競技会の円滑な運営のため、会場等の仮設施設整備等に関して必要となる設計図書類を「青の煌めきあおもり国スポ総合開・閉会式会場等整備基本設計」、「青の煌めきあおもり障スポ開・閉会式会場等整備基本設計」及び「青の煌めきあおもり障スポ陸上競技会場等整備基本設計」として作成する。

2　業務概要

（１）業務名　　青の煌めきあおもり国スポ開・閉会式会場等整備基本設計業務

（２）業務内容　　別添１「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開・閉会式会場等整備基本設計業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）契約期間　　契約締結日から令和６年３月８日（金）まで

（４）委託料限度額　　13,200,000 円　（消費税及び地方消費税を含む。）

（５）担当所属及び問い合わせ先

〒030-8570　青森県青森市長島１丁目１番１号

第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会事務局施設調整課

（青森県国スポ・障スポ局施設調整課内）

電話　　：017-734-9770

FAX　　：017-734-8012

電子メール：aomori2026shisetu@pref.aomori.lg.jp

受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く９時から 16 時まで（12 時から 13 時を除く）

※FAX、電子メールは受付時間外も受信可。

3　参加資格

企画提案に参加する者は、法人その他団体（以下「法人等」という。）又は法人等で構成されるグループ（以下「共同企業体」という。）であって、以下の条件を満たすこと。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に規定する者に該当しない者であること。

（２）青森県の物品等の競争入札参加資格（令和５年２月 10 日青森県告示第 56 号）に基づき、県が作成する「役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿（有効期限令和５年９月 30 日）」に登載されている者のうち、営業種目に「W03　イベント」を含む者であること。

（３）青森県の物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格名簿登載業者に関する指名停止要領（平成 12 年１月 21 日付け青管第 912 号）に基づく知事の指名停止の措置を参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

（４）会社更生法または民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。

（５）建築士法（昭和 25 年５月 24 日法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

（６）県内に本社、支社又は営業所を有する者。

（７）共同企業体での応募も可とする。その場合の条件は以下のとおりとする。

ア　共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと

イ（１）～（５）を共同企業体の全構成員が満たし、（６）を１者以上が満たすこと。

ウ　共同企業体の構成員が、ほかの共同企業体の構成員又は単体で本プロポーザルに重複応募する者でないこと。

４　プロポーザル実施の手続

（１）実施スケジュール

ア　実施要領等の公表	令和５年４月　７日（金）
イ　質問受付期限	令和５年４月 19 日（水）17 時必着
ウ　質問に対する回答	令和５年４月 21 日（金）
エ　参加申込書提出期限	令和５年４月 25 日（火）17 時必着
オ　現地見学会参加申込期限	令和５年４月 27 日（木）15 時必着
キ　現地見学会開催	令和５年４月 28 日（金）
ク　企画提案書の提出期限	令和５年５月 12 日（金）17 時必着
ケ　プレゼンテーション（予定）	令和５年５月 17 日（水）
キ　審査結果の通知	令和５年５月 19 日（金）

（２）質疑・回答

本業務の内容・仕様等に関する質問は、電子メールで質問書を提出すること（様式任意）。原則、口頭（電話を含む。）による質問は受け付けないこととする。

電子メール送信後は、必ず電話で電子メールの着信を確認すること。

ア　受付期限　　令和５年４月 19 日（水）17 時必着

イ　質疑方法　　電子メールにより、２（５）に提出すること。

ウ　回答期日　　令和５年４月 21 日（金）

エ　回答方法　　回答は、質問者及び参加申込者宛てに電子メールで回答する。
（受信後は、受信した旨のメールを必ず送信すること。）

（３）参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する者は、あらかじめ、公募型プロポーザル参加申込書（様式１－１（単体企業）、様式１－２（共同企業体））（以下「参加申込書」という。）を提出すること。参加申込みが無い場合は、企画提案書等を受け付けない。

ア　提出期限　　令和５年４月 25 日（火）17 時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ　提出場所　　２（５）と同じ

ウ　提出方法　　持参（２(５)の受付時間）又は郵送（簡易書留郵便による。）
※郵送の場合は、その旨電話で連絡すること。

（４）資格審査結果通知

提出された参加申込書により、資格審査を行い、審査結果は参加申込書提出者に対し、４月 26 日（水）を目処に電子メールで通知する。

（５）企画提案書の提出

上記４（４）の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者は、仕様書に基づいて企画提案書（様式２）、経費積算書（任意様式）、提案者の概要がわかる資料（会社案内等）を作成し、次により提出すること。

ア　提出期限　　令和５年５月 12 日（金）17 時必着

イ　提出場所　　２（５）と同じ

ウ　提出方法　　持参（２（５）の受付時間）又は郵送（簡易書留郵便による。）
※郵送の場合は、その旨電話で連絡すること。

エ　提出部数及び作成要領

※なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名やロゴ等、参加者が特定できる情報を記入しないこと。

（ア）企画提案書（様式２）　　紙媒体 11 部（正本１部、副本 10 部）

必要に応じて行数、枠数、ページ数等を増やすことが出来る。様式２に記載の全ての項目を記載していれば、体裁を変更した任意の様式でも可とする。ただし、A4 サイズで 20 ページ以内に収めること。

提案書は下表の記載項目（様式）、記載内容及び留意事項に基づき作成する。

記載項目（様式）	記載内容及び留意事項
表紙（様式２－１）	正本のみ、提出年月日、提出者の所在地、会社名、代表者名（役職・氏名）を記載し、押印をすること。※共同企業体の場合、代表構成員を提出者とする。 裏表紙に、記載項の目次を作成し、ページ番号を記載すること。
１　業務実績・体制等 （１）業務実績 （様式２－２）	平成 25（2013）年度以降の下記業務の受託実績がある場合は、「契約期間」、「契約相手方名」、「業務名」、「契約金額」を記載すること。 ア　国民体育大会等実績 国体・国スポ及び全国障害者スポーツ大会の開・閉会式会場等整備における設計業務に関する実績を記載すること。 ※基本設計、実施設計の別がある場合はその旨も記載すること。

	イ　大規模大会実績 　国体以外の大規模大会における式典会場の設計業務に関する実績を記載すること。 ※大規模大会とは、「全国高等学校総合体育大会開会式」、「全国植樹祭」、「全国豊かな海づくり大会」、「国民文化祭開会式」、「全国健康福祉祭（ねんりんピック）総合開会式」等をいう。 ※基本設計、実施設計の別がある場合はその旨も記載すること。
（２）業務実施体制 （様式２－３）	ア　体制図 　「担当する業務」、「役職名」、「氏名」、を記載する。 イ　担当予定者の経験・実績 　「担当業務」、「役職名」、「経験年数」、「本業務に関する実績」、「有する資格」を記載する。 ※「経験年数」は担当する業務における経験年数を記載する。
２　提案内容 （１）提案内容 （様式２－４）	ア　会場整備の基本的な考え方 　「第 80 回国民スポーツ大会総合開･閉会式会場整備基本計画（以下「基本計画」という。)」において会場整備の基本的な考え方として整理した項目（安全性の重視、効率性の追求、快適性・機能性の確保、環境への配慮、「あおもり」らしさの演出）について、具体的な方法を提案すること。 イ　基本計画の課題把握と対応 　基本計画において、基本設計での具体的な検証事項とした項目（※）に対する具体的な対応策を提案すること。 ※項目は基本計画 P13 をご覧ください。 ウ　コスト縮減策 　開催年度の開･閉会式会場等整備におけるコスト縮減策について、具体的な方法を提案すること。

（イ）経費積算書（任意様式）　紙媒体 11 部（正本１部、副本 10 部）

見積書は仕様書に基づき、必要な項目ごとに区別し（諸経費や消費税も区別する）作成する。

（ウ）提案者の概要がわかる資料（本店及び営業所等一覧を含む資料）紙媒体２部

共同企業体の場合、全構成員分。

（６）現地見学会の開催

企画提案書の作成にあたり、会場の現地見学が必要な場合は、申し出ること。

ア　日時　令和５年４月 28 日（金）13 時 30 分から

イ　場所　カクヒログループアスレチックスタジアム（青森県新総合運動公園陸上競技場）
　　マエダアリーナ（青森県新総合運動公園青い森アリーナ）

ウ　参加申込

現地見学会参加者は、現地見学会参加申込書（様式任意：会社名、連絡先、出席者名）を作成し、電子メールにて提出すること。なお、提出後は電話にて受信確認を行うこと。

エ　申込期限　令和５年４月 27 日（木）15 時必着

（７）企画提案書等提出書類の取扱い

ア　企画提案書は、１者につき１提案とする。

イ　提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

ウ　提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

エ　企画提案書は、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月青森県条例 55 号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

オ　県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

カ　企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

キ　参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

ク　企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ケ　提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

コ　企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

サ　企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

５　審査方法等

（１）プレゼンテーションの実施

企画提案書について、プレゼンテーションを実施する。時間、場所等の詳細については、別途通知する。

ア　説明資料　事前に提出した企画提案書に基づき、紙資料によるプレゼンテーションを行う。

イ　説明時間　１提案者あたりプレゼンテーションの時間は 20 分程度（説明 15 分、質疑応答５分）を予定。

ウ　説明者　　業務担当予定者３名以内。

※状況によっては、プレゼンテーションの開催方法を変更する場合がある。

（２）審査基準

下表のとおり

審査項目			評価内容	配点
１ 業務実績・体制等	（１）業務実績	ア　国体設計業務の実績	過去 10 年間（平成 25 年～令和４年度）に、国体・国スポ及び全国障害者スポーツ大会の開・閉会式会場（冬季を除く。）における設計業務実績を有しているか。	５
		イ　大規模大会設計実績	国体及び障害者スポーツ大会以外で、過去 10 年間（平成 25 年～令和４年度）に、大規模大会（「全国高等学校総合体育大会開会式」、「全国植樹祭」、「全国豊かな海づくり大会」、「国民文化祭開会式」、「全国健康福祉祭（ねんりんピック）総合開会式」等）の会場整備に関する設計業務実績を有しているか。	５
	（２）業務実施体制		業務を円滑かつ確実に実施できる体制が見込めるか。	10
	（３）配置予定者		実績・資格のある担当者を配置しようとしているか。	10
２ 提案内容	（１）会場整備の基本的な考え方		安全性の重視、効率性の追求、快適性・機能性の確保、環境への配慮について実現可能で具体的な提案となっているか。 「あおもり」らしさの演出について青森県の魅力を把握し、独創性のある提案となっているか。	20
	（２）基本計画の課題把握と対応		基本計画の課題を的確に捉えた対応案となっているか。	15
	（３）コスト縮減策		整備コスト及び運営コストの縮減について、実効性が期待できる提案となっているか。	15
	（４）創意工夫、特徴ある提案		創意工夫がなされた実現可能で具体的な提案となっているか。	15
３ 価格	見積額		価格評価。	５

（３）審査方法

提出された企画提案書を基に、第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会（以下「県準備委員会」という。）が別途設置する審査会による審査を経て、契約予定者を１者選定する。

（４）候補者の選定方法

ア　失格者を除いた者のうち、（３）による評価の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ　最高点の者が複数の場合は、提案額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、審査会において決定する。

ウ　ア、イに関わらず、合計得点が６割を超えない場合は、候補者として選定しない。

（５）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア　提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ　本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ　経費積算額の金額が２（４）の委託料限度額を超える場合

エ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ　評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

６　選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約候補者の名称等について、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ公式ウェブサイトに公表する。

なお、審査結果についての質問は受け付けない。

７　契約手続

（１）契約の相手方の候補者に選定された者と県準備委員会との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った後、委託候補者から改めて見積書を徴し、内容を精査の上、県準備委員会と随意契約による委託契約を締結する。

（２）本委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。

（３）契約代金の支払いについては、精算払いとする。

（４）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

（５）業務を第三者に一括して委託することはできない。なお、業務の一部を第三者に委託する場合は、県準備委員会と協議の上、実施することができる。

（６）受託者が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、青森県個人情報保護条例（平成 10 年 12 月青森県条例第 57 号）に基づきその取扱いに充分留意し、漏えい、滅失及びき損

の防止等、個人情報の保護に努めるものとする。

（７）契約の締結後において、県準備委員会の地位が継承された場合、本契約当事者の地位も継承されるものとする。